

東北地方太平洋沖地震に係る DPC 制度関係の対応について

1. DPC 対象病院の要件について

- 被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等した保険医療機関及び被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足した保険医療機関については、看護要員の数等の施設基準について変更の届出を行う必要がなく、DPC 対象病院においては、「DPC 対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」には該当せず、届出を行わなくてもよいこととした（裏面参照）。

2. DPC データ提出の延期について

- DPC 対象病院が提出する退院患者に係るデータについて、平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震による被災現場の状況に鑑み、平成 23 年 2 月分及び 3 月分データについて、当初設定していたデータ提出期限も含め以下の通り延期することとした。

対象データ	データ提出期限 (変更前)		データ提出期限 (変更後)
平成 23 年 2 月分	3 月 25 日	→	<u>6 月 22 日</u>
平成 23 年 3 月分	(4 月 25 日を想定)		

- データ提出係数の減算については、H22 改定で規定されたルール通りに運用する予定。
例) 6 月の提出に遅れた場合は、8 月にデータ提出係数を 50%減算する。

(参考) データ提出係数の評価方法(抜粋)

①「データ提出の遅滞」については、翌々月に当該評価を 50%・1ヶ月の間、減じる。

- 平成 23 年 4 月以降のデータについては、例年通りの提出期限を設定。

対象データ	データ提出期限
平成 23 年 4 月分	平成 23 年 7 月 22 日（金）
平成 23 年 5 月分	
平成 23 年 6 月分	
平成 23 年 7 月分以降	翌月 22 日

（参考）DPC 対象病院の要件（抜粋）

DPC 対象病院とは、以下の基準を満たす病院とする。

- ① 急性期入院医療を提供する病院として、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）に掲げる A100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は A105 専門病院入院基本料について、7 対 1 入院基本料又は 10 対 1 入院基本料に係る届出を行っていること
- ② 医科点数表に掲げる A207 診療録管理体制加算に係る届出を行っていること
- ③ 標準レセプト電算処理マスターに対応したデータの提出を含め厚生労働省が毎年実施する「DPC 導入の影響評価に係る調査（特別調査を含む）」に適切に参加できること
- ④ 上記③の調査において、適切なデータを提出し、かつ、2 年間(10 か月)の調査期間の（データ／病床）比が 8.75 以上であること「(データ／病床)比」とは、調査期間中に退院した対象患者（ただし、算定告示本文第 1 項第 1 号から第 6 号に該当するものを除く。）の数を、当該病院の算定告示別表 11 に定める診断群分類点数表（以下単に「診断群分類点数表」という。）に基づく診療報酬の算定対象となる病棟の病床数で除した数である。

上記①②③の基準のいずれかを満たさなくなった病院（特定機能病院は除く。）は、「DPC 対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」に該当し、3 か月間の猶予期間を設け、3 か月を超えてもなお基準を満たせない場合には、3 か月を超えた月の翌月初日に DPC 対象病院から退出することとされている。